

国保のお知らせ

◆後期高齢者医療保険料の納入 通知書をお送りします

口座振替または納付書による納付の方に「後期高齢者医療保険料額決定通知書」を、年金から差し引きの方に「後期高齢者医療保険料額決定通知書兼特別徴収納入通知書」を7月12日(水)に発送します。年間保険料額、納期限、各期別納付額をご確認のうえ、納期限内の納付にご協力ください。納付書による納付の方は、同封の口座振替依頼書をお国民健康保険課、北部・南部出張所または越谷市が指定する金融機関等へご提出ください。

○国民健康保険の「限度額適用認定証」「限度額適用・標準負担額減額認定証」の更新は手続きが必要です
平成29年8月1日以降の「限度額適用認定証」「限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付を希望される方は、新しい保険証、世帯主と認定証が必要の方のマイナンバーがわかるもの、窓口に来られる方の本人確認ができるもの、(国)直接国民健康保険課へ、(国)国民健康保険課へ、(国)国民健康保険課

▽国民健康保険証について…
96331146、▽国保の限度額適用(標準負担額減額)認定証について…
9633119154、▽後期高齢者医療制度について…
9633119170

送ります。アパートやマンションに住んでいる方は、棟や部屋番号までご登録ください。住民登録の住所以外にお住まいの方には、保険証が配達されない場合があります。

○国民健康保険の「限度額適用認定証」「限度額適用・標準負担額減額認定証」の更新は手続きが必要です
平成29年8月1日以降の「限度額適用認定証」「限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付を希望される方は、新しい保険証、世帯主と認定証が必要の方のマイナンバーがわかるもの、窓口に来られる方の本人確認ができるもの、(国)直接国民健康保険課へ、(国)国民健康保険課

現在、国民健康保険に加入している方や、これから国民健康保険に加入する方で、次の①～③のすべてに該当する方は、国民健康保険料が軽減されます。
① 国民健康保険証をお持ちのうえ、国民健康保険課へ(出張所では受け付けできません)。
② 倒産・会社都合による解雇などで離職した方
③ 雇用保険の特定受給資格者、特定理由離職者として失業給付を受ける方(雇用保険受給資格者証の離職理由コードが11・12・21・22・23・31・32・33・34のいずれかの方)
④ 離職日時点で65歳未満の方
▽軽減方法: 対象者の前年給与所得を100分の30として国民健康保険料を計算
▽軽減対象
健康保険課(第二庁舎1階) ☎96331146

税のお知らせ

◆休日納税窓口を開きます

7月2日(日)・16日(日)・8月6日(日)、午前9時～午後3時 場内(第二庁舎3階) ☎96331142

◆納税通知書をお送りします

平成29年度の国民健康保険料の年税額に変更があった方や新たに課税された方、年金からの特別徴収を口座振替に変更された方に納税通知書と納付書(口座振替をご利用の方には通知書のみ)を7月18日(火)に発送します。

◆簡易書留郵便で配達します

簡易書留郵便で配達しますので、受領印を押したうえで配達員からお受け取りください。
*留守中に配達された場合は不在票が入ります
(住民登録は正確な情報で) 保険証は住民登録の住所にお

◆納税通知書をお送りします

平成29年度の国民健康保険料の年税額に変更があった方や新たに課税された方、年金からの特別徴収を口座振替に変更された方に納税通知書と納付書(口座振替をご利用の方には通知書のみ)を7月18日(火)に発送します。

◆市税の納付には 口座振替が便利です

納期限月に口座引き落としさせていただきますので金融機関に出かける手間が省けます。納税通知書、預・貯金通帳と口座振替利用予定金融機関、収納課または北部・南部出張所でお申し込みください。

◆家屋にかかる固定資産税の 減額措置について

次に該当する方は、申請により、固定資産税の減額が受けられます。
○対 住宅耐震改修工事: 昭和57年1月1日に存在していた住宅で、現行の耐震基準に適合する耐震改修を行った場合、改修

○対 住宅耐震改修工事

昭和57年1月1日に存在していた住宅で、現行の耐震基準に適合する耐震改修を行った場合、改修

介護保険要支援・要介護認定を受けている方に、8月からの介護保険負担割合証を、7月下旬までにお送りします。介護サービスを利用する際は、介護保険被保険者証等と併せて、サービス提供事業所にご提示ください。

介護保険負担割合証をお送りします

なお、7月以降に要支援・要介護認定を受けた方、世帯構成や収入等の変動により介護サービス利用時の自己負担の割合が変更になった方には、順次お送りします。
国介護保険課(第二庁舎1階) ☎96331169

越谷市税条例を改正しました

地方税法の一部改正に伴い、越谷市税条例を改正しました。主な内容は次のとおりです。

住民税の住宅ローン控除の延長

所得税の住宅ローン控除の延長に合わせ、適用対象となる入居期間を延長し、平成31年7月1日～33年12月31日の間の入居者も対象となります。

軽自動車税環境性能割の創設

軽自動車の環境への負荷の低減に資する程度に応じて取得者に課税する「環境性能割」を創設し、平成31年10月1日以後の軽自動車の取得から適用します。

法人市民税法人税割の税率の引下げ

平成31年10月1日以後に開始する事業年度分の法人市民税から、法人税割の税率を、資本金等の額が1億円を超え、または法人税額が500万円を超える法人は8・4%に、資本金等の額1億円以下で法人税額500万円以下の法人は6・6%に、それぞれ引き下げます。

国国民健康保険課 ☎96331145

国民年金保険料 平成29年度分 免除申請の受け付けを開始します



7月から、平成29年度(7月～30年6月分)の国民年金保険料免除申請および納付猶予(50歳未満)の申請受け付けが始まります。免除や納付猶予の審査は、本人および配偶者(免除の場合は世帯主も含む)の平成28年中の所得をもとに、日本年金機構で行われます。なお、前年度に全額免除または納付猶予の承認を受け、継続申請を希望された方は手続き不要ですが、4分の3・半額・4分の1免除の承認を受けたい方は、毎年手続きが必要です。初めて免除申請